

## 平成28年度 地域生活支援事業への提言

掲記に関して、大津市における地域生活支援事業の実施において、現行の利用実態を踏まえて、市民がより利用しやすいものとなるように、当協議会として下記のとおり規定の見直しを提言します。

### 記

#### 1. 移動支援事業

・移動支援事業には送迎と開始時の加算はありますが、早朝夜間や緊急時対応等の加算はありません。しかし、介護給付費の居宅介護サービスと同等に早朝や夜間の移動での支援や緊急時の対応等を行っている現状があります。

そこで介護給付費の居宅介護サービスと同様の加算を付けることでよりよいサービス提供が可能となります。下記の加算の創設を提案します。

- ・早朝夜間加算 25パーセント増
- ・緊急時対応加算 介護給付費と同じ条件

#### 2. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、大津市内には26か所整備されています。市内の日中一時支援事業所は大きく分けて、3つの支援内容に分けられます。1つ目は児童の放課後や週末の余暇支援を中心に展開している事業所、2つ目は成人の方対象に通所後や週末の余暇支援を提供する事業所、3つ目は成人の方対象にサロンのような日中過ごす場を提供する事業所です。

放課後等デイサービスの事業所が増えたのに伴い、児童に関しては軽度の知的障害の方の日中一時支援の利用は減り、介護や常時の見守り等で手厚い支援を必要とする重度の方の利用が多い現状があります。

また、最近では成人の方の通所後の夕方や週末の余暇の過ごしとしての利用の希望が増えています。

そのような中、放課後等デイサービスの利用に関して厚生労働省が家族の就労支援の場合は日中一時支援の利用の優先を打ち出したのに伴い、今後は児童も成人も利用希望が増えることが予測されます。

しかし、放課後等デイサービスの約半額である現行の通常単価では利用者を受け入れるための職員体制の確保や新規事業所の参入も困難であるかと思われます。

そこで、現在の3つの区分を2つの区分に分けて、6時間未満の通常単価の一律化を図り、4時間未満の利用に関しての通常単価の増額を提案します。

さらに、日中一時支援の利用に関して、就労支援の理由で対応する場合は長期休暇時等に6時間以上の希望が増えることも予測されます。そこで6時間以上の場合に1時間ごとに1000円単位での加算を創設することを提案します。

また、日中一時支援は非課税世帯以外、利用料の自己負担の上限がありません。そのため、利用者自己負担上限月額が定められている放課後等デイサービスの利用を希望される方もいます。放課後等デイサービスから日中一時支援の移行を円滑に進める場合、日中一時支援に関しても放課後等デイサービスと同等に利用者自己負担上限月額を定めることを提案します。

(現行単価)

| 区分   | 利用時間<br>4 時間未満 | 利用時間 4 時間<br>以上 6 時間未満 | 利用時間<br>6 時間以上 |
|------|----------------|------------------------|----------------|
| 通常単価 | 4,000 円        | 5,000 円                | 6,000 円        |
| 重度加算 | 1,500 円        | 1,500 円                | 1,500 円        |
| 送迎加算 | 500 円          | 500 円                  | 500 円          |

\* 放課後等デイサービスは加算等も入れると平日利用で利用者 1 人当たり約 1 万円の報酬があります。

(提案単価)

| 区分   | 利用時間<br>6 時間未満 |         | 利用時間<br>6 時間以上  |
|------|----------------|---------|-----------------|
| 通常単価 | 5,000 円        |         | 1 時間毎に 1000 円加算 |
| 重度加算 | 1,500 円        | 1,500 円 | 1,500 円         |
| 送迎加算 | 500 円          | 500 円   | 500 円           |